

五島市監査委員公表第4号

平成24年度定期監査の結果に基づく措置について、五島市長及び五島市教育委員会委員長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第12項の規定により公表する。

平成25年5月17日

五島市監査委員 木戸庄吾

五島市監査委員 中村康弘

25五総第214号  
平成25年5月8日

五島市監査委員 木戸 庄吾 様  
五島市監査委員 中村 康弘 様

五島市長 野口 市太郎

平成24年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成25年2月22日付、24五監第392号による平成24年度定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第12項の規定により通知します。

記

- 1 監査の対象 企画課 財政課 総務課 市民課 社会福祉課（福祉事務所）  
長寿介護課 健康政策課（診療所を含む。） 国民健康保険玉之浦診療所  
国民健康保険三井楽診療所 生活環境課 水道課 水道局（分室を含む。） 農林課 水産課 商工振興課 観光交流課 建設課 管理課 消防本部 富江支所 玉之浦支所 三井楽支所 岐宿支所 奈留支所

2 指摘事項

(1) 市役所庁舎（財政課）

市は、市役所庁舎に設置している自動販売機について、福利厚生施設ということで許可等を行っていないが、使用者に自動販売機に係る行政財産の目的外使用許可を行ったうえで、使用料及び光熱水費を徴収するよう見直すべきである。

#### 【講じた措置】

平成25年3月1日より、自動販売機の目的外使用の申請書を現在の設置者である職員労働組合から提出を受け、行政財産の目的外使用許可を交付しております。

使用料及び光熱水費については、徴収しました。

#### (2) 産品センター鬼岳四季の里（農林課）

市は、指定管理者に自動販売機に係る行政財産の目的外使用許可を行ったうえで、使用料を徴収すべきである。

#### 【講じた措置】

平成25年3月1日付で使用許可を行い、使用料を徴収しました。

#### (3) 富江温泉センター、多郎島地区公園（観光交流課、富江支所地域振興課）

市は、指定管理者に自動販売機等に係る行政財産の目的外使用許可を行ったうえで、使用料を徴収すべきである。また、許可の際は、公の施設の設置目的どおりの住民サービスの向上につながるものか注意されたい。

#### 【講じた措置】

富江温泉センター、多郎島地区公園の指定管理者に自動販売機等に係る行政財産の目的外使用許可を行うこととします。使用料を徴収した場合、使用料が指定管理者の運営等に対する影響が大きいことから、今後の対応について指定管理者と協議調整を行っていきます。また、「許可の際は、公の施設の目的どおりの住民サービスの向上につながるものか注意されたい。」については、申請があったものについてよく吟味し、対応することといたします。

### 3 意見

#### (1) 事務処理の統一及び内部チェック体制の強化について

公有財産の更なる適正な管理を確保するため、市の統一的な事務処理と内部チェック体制の強化を図られたい。

#### 【講じた措置】

「公有財産貸付事務処理手順」を作成し、財政課契約管財班への合議を伝えると共に、平成25年2月20日に全課を対象とする事務説明会を開催いたしました。

(2) 自動販売機の一般競争入札による設置について

自動販売機の設置については、来庁者や利用者の利便のために市が自動販売機を置く場合には、公の施設の管理に係るものであり、目的外使用には当たらないとする見解もある。県内でも一般競争入札による自動販売機の設置契約を締結している例が見られることから、当市においても自動販売機の一般競争入札による設置について検討されたい。

【今後の方針】

県及び各市の状況を調査し、一般競争入札による自動販売機の設置について検討することとしております。

(3) 公有財産の有効活用について

厳しい財政状況下における財源確保と歳出削減のため、常に適法性及び公平性の観点から使用料及び光熱水費の負担等を見直すとともに、他の自治体において行われている多くの取り組みの事例を参考にしながら、経営的視点に立って公有財産の有効活用に取り組まれない。

【今後の方針】

適法性及び公平性の観点から本庁舎の自動販売機については、使用料及び光熱水費ともに徴収することとし、組合事務所及び本庁舎売店についても平成25年度分から光熱水費を徴収することとしております。

また、現在、広告料を収入とするため本庁舎玄関に市内案内地図と広告の掲示板設置を検討しているところです。

25五教総第302号  
平成25年5月15日

五島市監査委員 木戸庄吾様  
五島市監査委員 中村康弘様

五島市教育委員会  
委員長 道脇利明

平成24年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成25年2月22日付け24五監第392号による平成24年度定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

#### 記

1 監査の対象 教育委員会事務局総務課 生涯学習課 文化会館  
スポーツ振興課 教育委員会分室 給食センター

#### 2 指摘事項

(4) 市民三井楽プール（スポーツ振興課、教育委員会三井楽分室）

市は、指定管理者に自動販売機に係る行政財産の目的外使用許可を行ったうえで、使用料を徴収すべきである。

#### 【講じた措置】

・指定管理者より平成24年4月1日付けで公有財産使用申請を受け、五島市有財産管理規則第21条の規定により公有財産使用許可書を交付しました。

行政財産使用料として15,337円を徴収しました。

### 3 意見

#### (1) 事務処理の統一及び内部チェック体制の強化について

公有財産の更なる適正な管理を確保するため、市の統一的な事務処理と内部チェック体制の強化を図られたい。

##### 【今後の方針】

- ・地方自治法並びに市有財産管理規則を遵守するとともに、財政課から示された「公有財産貸付事務処理手順」に則した事務処理の徹底を図ります。

#### (2) 自動販売機の一般競争入札による設置について

自動販売機の設置については、来庁者や利用者の利便のために市が自動販売機を置く場合には、公の施設の管理に係るものであり、目的外使用には当たらないとする見解もある。県内でも一般競争入札による自動販売機の設置契約を締結している例が見られることから、当市においても自動販売機の一般競争入札による設置について検討されたい。

##### 【今後の方針】

- ・施設における自動販売機の設置目的等を十分考慮しながら、一般競争入札による設置について検討します。

#### (3) 公有財産の有効活用について

厳しい財政状況下における財源確保と歳出削減のため、常に適法性及び公平性の観点から使用料及び光熱水費の負担等を見直すとともに、他の自治体において行われている多くの取り組みの事例を参考にしながら、経営的視点に立って公有財産の有効活用に取り組まれたい。

##### 【今後の方針】

- ・老朽施設の廃止又は払い下げを推進するとともに、他の自治体の事例等を参考にしながら、有効活用に取り組めます。